# 人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況

富山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、令和4年度における 富山市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、令和5年4月1日現在の状況等を公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

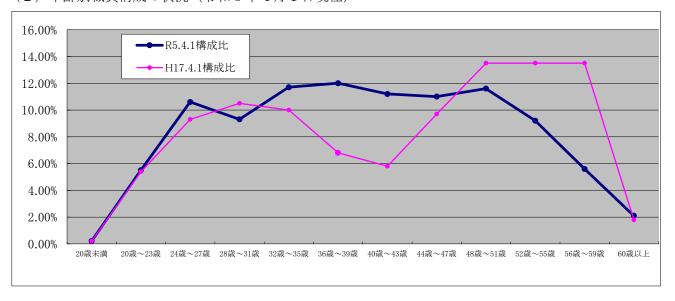
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位:人)

部	門	マーハ	職	員 数	対前年	主な増減理由
仰	["]	区分	令和4年	令和5年	増減数	土な増級珪田
		議会	22 人	23 人	1人	事務執行体制の充実
		総務企画・利	说務 656 人	653 人	▲3 人	
	<del></del>	民生・衛生	生 1,076 人	1,039人	▲37 人	事務の統廃合縮小等
普	行	商工・労	動 59 人	60人	1人	事務執行体制の充実
通	般行政部門	農林水産	101 人	99人	▲2 人	<b>東秋の休束入始上が</b>
会	1 1	土木	238 人	237 人	▲1 人	事務の統廃合縮小等
部門		計	2, 152 人	2,111人	▲41 人	<参考> 人口1万当たり職員数51.80人 (中核市人口1万当たり職員数47.28人)
		教育部門	380 人	、 389 人	9人	事務執行体制の充実
		消防部門	464 人	、 462 人	▲2 人	事務の統廃合縮小等
		小 計	2, 996 人	2,962人	▲34 人	<参考> 人口1万当たり職員数72.68人 (中核市人口1万当たり職員数64.88人)
公 会		病 院	778 人	782 人	4 人	事務執行体制の充実
会計 部門		その他	270 人	271 人	1人	ず幼が日
等門		小 計	1,048 人	1,053人	5 人	
	合	計	4, 044 人 (4, 817 人)		▲29 人	<参考> 人口1万当たり職員数 98.52人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、休職者、財団等への派遣職員などを含み、他の自治体などへの派遣職員(市で給与を支給しない場合に限る。)を除いてあります。
  - 2 普通会計とは、病院事業・上下水道事業等を除く市の事業全般を行うための会計をいいます。
  - 3 公営企業等会計部門のその他には、上下水道事業、国民健康保険事業等を含みます。
  - 4 ()内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



### (令和5年4月1日現在の年齢別職員構成比)

( 14   11. 9				74 4 1947	,	•							
	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳	
区分	未満	?	>	>	>	>	>	>	>	>	}	以上	計
	/ [	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上	
磁具粉	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	9	220	424	372	471	481	450	441	466	370	225	86	4,015
比率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
14年	0.2	5.5	10.6	9.3	11.7	12.0	11.2	11.0	11.6	9.2	5.6	2. 1	100.0

# (3)職員数の推移 (単位:人・%)

年度部門別	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	2, 039	2,050	2, 094	2, 140	2, 152	2, 111	72 ( 3.5%)
教 育	403	404	410	408	380	389	<b>▲</b> 14 ( <b>▲</b> 3.5%)
消防	465	466	464	466	464	462	<b>▲</b> 3 ( <b>▲</b> 0.6%)
普通会計部門 計	2, 907	2, 920	2, 968	3, 014	2, 996	2, 962	55 ( 1.9%)
公営企業等会計部門 計	999	1, 062	1, 064	1, 059	1, 048	1, 053	54 ( 5.4%)
総合計	3, 906	3, 982	4,032	4,073	4, 044	4, 015	109 ( 2.8%)

<sup>(</sup>注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

### (4) 採用の状況

区 分	事務職員	技術職員	消防吏員	技能労務職員	合 計
令和5年度	62 人(13 人)	56人(11人)	14 人	9人	141 人(24 人)

(注)( )内の人数は、選考採用の人数で内数です。

# (5)退職の状況

区分	事務職員	技術職員	消防吏員	技能労務職員	合 計
令和4年度	81 人	66 人	17 人	22 人	186 人

### (6) 再就職の状況

	令和4年度			内	訳	
区分	定年退職者	再就職者	市特別職	市再任用 嘱託等	市出資法人 (50%以上)	その他法人等
部長級	13 人	13 人	0人	2 人	11 人	0人
部次長級	4 人	4 人	0人	4 人	0人	0人
課長級	10 人	7人	0人	6 人	1人	0人
合 計	27 人	24 人	0人	12 人	12 人	0人

<sup>(</sup>注) 令和4年度に課長級以上の職員で、定年により退職した職員のうち、令和5年7月1日現在で再 就職している者の状況です。

#### 2 職員の給与に関する状況

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本 台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	409, 075	185, 526, 848	3, 538, 354	26, 380, 119	14. 2	13. 4

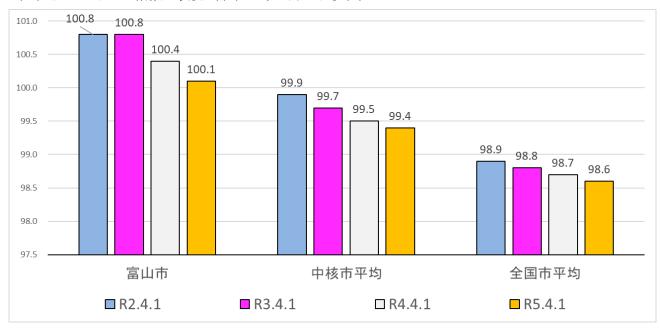
- (注) 1 人件費には、一般職に支給される給与・退職手当・共済費及び市長・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。
  - 2 住民基本台帳人口は、令和5年1月1日現在のものです。

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

		職員数	絽	<u> </u>	与 費		
区	分	椒貝数 (A)	給料	職員手当	期末・勤勉 手 当	計 (B)	給 与 費 (B/A)
		人	千円	千円	千円	千円	千円
令和4	年度	2,996	11, 069, 754	2, 557, 512	4, 386, 557	18, 013, 823	6,013

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。
  - 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員は含みません。
  - 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況(令和5年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職棒給表(一)適用職員の棒給月額を100として計算した指数をいいます。
  - 2 中核市平均とは、中核市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

# (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

#### ①給料表の見直し

実施内容

### (給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については最大2%程度引下げ。高齢層については最大4%程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保から5級・6級に号給を増設。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

#### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び富山市の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、富山市においても3%を支給。 (実施時期) 今回の見直しによる支給割合の変更はありません。

#### (参考)

	平成 26 年 の 支 割合	平成 2 の支約 4月 1 日 時点		平成 28 年度の 支給 割合	平成 29 年度の 支給 割合	平成 30 年度の 支給 割合	令和元 年度の 支給 割合	令和 2 年度の 支給 割合	令和3 年度の 支給 割合	令和 4 年度の 支給 割合	令和 5 年度の 支給 割合
基にる給割合	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
富山 市 支 割合	3 %	3 %	3%	3%	3%	3%	3 %	3 %	3%	3 %	3 %

### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

### (5)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
	1 3 1 11	1 3/18/11/3/82/	(給与実態調査ベース)	(国比較ベース)
富山市	41.7歳	327, 700 円	428,834 円	367, 297 円
富山県	43.4歳	321, 576 円	393, 093 円	350,854 円
国	42.4 歳	322, 487 円	_	404,015 円
中核市	42.1 歳	318,629 円	414, 556 円	363, 483 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。(以下、同様です。)
  - 2 「平均給与月額(給与実態調査ベース)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。(以下、同様です。)
  - 3 一般行政職とは、国の行政職俸給表(一)の適用を受ける職員であり、富山市では一般職給料表適用者のうち、 税務・保育・医療業務以外の職務についている職員をいいます。(以下、同様です。)

### ②技能労務職

②技能分務	400					ı			
			公務員				民 間		参考
区分				平均給与月額	平均給与月額	対応する民間		平均給与月額	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	(給与実態調査ベース)	(国比較ベース)	の類似職種	平均年齢		A/B
				(A)				(B)	
富山市	48.0歳	333 人	279, 900 円	320,024 円	296, 818 円				
うち調理員	40.7 告	99 人	281,700円	204 504 [[]	000 000 [	飲食物調	45.8歳	050 000 FI	1 10
りり調理貝	48.7歳	99 人	281, 700 円	304, 524 円	292, 820 円	理従事者	45.8 成	259,000円	1. 18
うち清掃職員	46.2歳	93 人	271,700円	324, 097 円	292, 685 円	廃棄物処理業	47.3歳	310,800円	1.04
						他に分類			
						されない			
うち用務員	50.2歳	52 人	290, 100 円	337, 198 円	312, 185 円	運搬・清	49.1歳	241, 700 円	1.40
						掃・包装等			
						従事者			
						乗用自動車運			
うち自動車運転手	54 4 <del>1</del> 5	17 人	905 400 III	262 604 III	315, 170 円	転者(タクシ	62.8歳	198, 400 円	1.83
7 り日 製 単連転士	54.4 歳	17 人	295, 400 円	362, 694 円	315, 170 円	一運転者を除	02.8 成	198, 400円	1.83
						<)			
富山県	59.6歳	13 人	254, 669 円	274,046 円	260,293 円				
国	51.2歳	1,941 人	286, 942 円		329, 178 円				
中核市	50.8歳	189 人	319,196 円	375,461 円	349,871 円				

			参 考					
		年収べ	年収ベース(試算値)の比較					
区	分	公務員	民 間	G (P				
		(C)	(D)	C/D				
富	山市	5, 208, 088円						
うち	調理員	5,008,488円	3,441,600円	1. 46				
うち	清掃職員	5, 240, 164円	4, 321, 100円	1. 21				
うち	用務員	5, 494, 776 円	3, 253, 900円	1. 69				
うち自	動車運転手	5, 756, 528 円	2, 466, 500 円	2. 33				

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和  $2\sim4$  年の 3 か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

### ③高等 (特別支援・専修・各種) 学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)
富山市	46.1歳	374,000 円	425,072 円
富山県	45.2歳	367, 351 円	411,620 円
中核市	46.3歳	381,556 円	447, 103 円

### ④小・中学校(幼稚園)教育職

O T T D C CATE D STITE						
区分	区分平均年齢		平均給与月額 (給与実態調査ベース)			
<b>空山土</b>	0F 7 #\$	000 100 H	250 500 111			
富山市	35.7歳	283, 100 円	352, 500 円			
富山県	41.7歳	348, 218 円	381, 411 円			
中核市	39.3 歳	307, 220 円	360,607 円			

### ⑤消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (給与実態調査ベース)
富山市	38.3歳	313, 200 円	402,731 円
中核市	38.8歳	307, 488 円	405, 213 円

### (6) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区	分	富山市	富山県	玉
一般行政職	大学卒	191,700円	191,700円	185, 200 円
一放1)以1	高校卒	158,900 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	151,900 円	151,900 円	_
1人形力伤帆	中学卒	143,800 円	143,800 円	
消防職	大学卒	219, 200 円		_
1日 炒 40	高校卒	181, 100 円	_	_

# (7)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

	区	分	経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数30年
Ī	一般行政職	大学卒	263, 347 円 366, 705 円		387, 437 円	405, 444 円
	一放打政城	高校卒	215,600 円	310,850円	_	380, 300 円
Ī	技能労務職	高校卒	203, 367 円	273, 367 円	301, 309 円	311,013円
Ī	冰 吐 啦	大学卒	275, 175 円	346, 350 円	382,800 円	389,700円
	消防職	高校卒	253, 633 円	312,667 円	366, 675 円	375,080 円

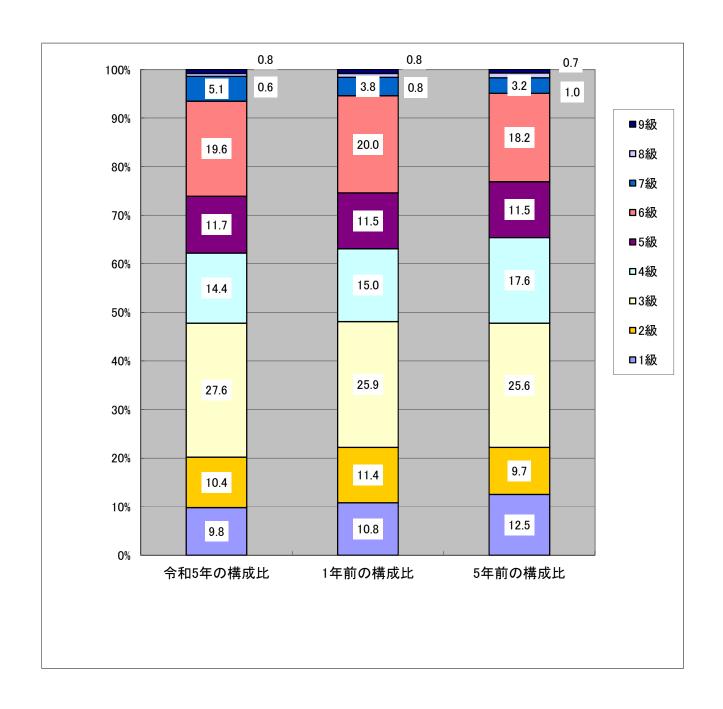
<sup>(</sup>注)経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

<sup>(</sup>注) 該当者がいない場合は「一」になっています。

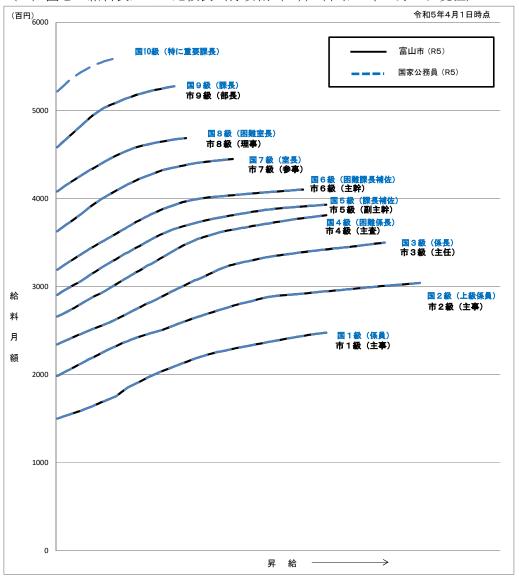
### (8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	1級	2級	3 級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	係長 主査 主任	係長 主査	課長代理 副主幹	課長 主幹	部次長 参事	部長 理事	部長
職員数(人)	143	152	401	210	170	285	74	9	11
構成比(%)	9.8	10. 4	27. 6	14. 4	11. 7	19. 6	5. 1	0.6	0.8
1 号給の 給料月額(円)	150, 100	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200	362, 900	408, 100	458, 400
最高号給の 給料月額(円)	247, 600	304, 200	350, 000	381,000	393, 000	410, 200	444, 900	468, 600	527, 500

- (注) 1 富山市職員の給与に関する条例に基づく一般職給料表の級区分による職員数です。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



### (9) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



# (10) 昇給への人事評価の活用状況(富山市 一般行政職)

令和5年度中における運用		管理	職員	一般職員	
イ.	人事評価を活用している		)		)
	活用している昇給区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分	0	0	0	0
	標準の区分のみ(一律)				
口.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

### (11)職員手当の状況

### ①期末・勤勉手当

ウルナ	<b>⇔.</b> 1.1∃		
富山市	富山県		
1人当たりの平均支給額	1人当たりの平均支給額		
(令和4年度) 1,354千円	(令和4年度) 1,579千円	_	
(令和4年度支給割合)	(令和4年度支給割合)	(令和4年度支給割合)	
<ul><li>・期末手当</li><li>・勤勉手当</li></ul>	・期末手当・勤勉手当	<ul><li>・期末手当</li><li>・勤勉手当</li></ul>	
2.4月分 2.0月分	2.4月分 2.0月分	2.4月分 2.0月分	
(1.35) 月分 (0.95) 月分	(1.35) 月分 (0.95) 月分	(1.35) 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階による加算措置	職制上の段階による加算措置	職制上の段階による加算措置	
5~10%	5~10%	5~10%	

- (注) 1 管理職を除く支給状況です。
  - 2 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。
  - 3 上下水道事業、病院事業以外の状況です。(以下、同様です。)

### 【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況(富山市 一般行政職)

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ.	人事評価を活用している		)	0	
	活用している成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率	0	0	0	0
	標準の成績率のみ (一律)				
口.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

### ②退職手当(令和5年4月1日現在)

	富山市				国			
	支給率	自己都合	応募認定・定年		支給率	自己都合	応募認定・定年	
	勤続20年	19.6695月分	24. 586875 月分		勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分	
	勤続25年	28.0395月分	33. 27075 月分		勤続25年	28.0395月分	33. 27075 月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分		勤続35年	39.7575月分	47. 709 月分	
	最高限度額	47.709月分	47.709月分		最高限度額	47.709月分	47. 709 月分	
٤	その他の加算措置 退職手当の調整額 (0円~65,000円)×60月 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)				その他の加算技	(0 円~95	, 400 円)×60 月 明退職特例措置	
1	(自己都合)(応募認定その他) 1人当たりの平均支給額 2,297 千円 19,272 千円					_		

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

### ③地域手当(令和5年4月1日現在)

©:10,4,1 = (1,1); = 1,2,1,1,2,1,2,1,2,1,2,1,2,1,2,1,2,1,2,1					
地域手当支給実績(令和4年度決算)			364,010 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			117, 456 円		
支給対象地域 (職種)	支給率		支給対象職員	国の制度(支給率)	
富山市	3%		2,980 人	3%	
医師・歯科医師	16%		7人	16%	

# ④特殊勤務手当の支給実績(令和5年4月1日現在)

	<u> 手ョの文編美額(〒</u> 令和 4 年度決算)		110,847 千円	
			79, 233 円	
,	よめる手当支給職員		44.6%	
手当の種類				19 種類
丁曰《四里积	(丁ヨ奴)		支給実績	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	(令和4年度決算	左記職員に対する支給単価
市税等賦課・徴収手当	納税課、市民税課、 資産税課、債権管理 対策課、税務事務所、 介護保険課、保険年 金課、行政サービス センターに勤務する 職員 市税等以外の収入金 については全職員	(1) 市税、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料(以下「市税等」という。)の 賦課調査業務で外勤したとき (2) 市税等の督促、徴収、滞納処分の業務で外勤したとき (3) 市税等以外の収入金の督促、 徴収、滞納処分の業務で外勤したとき	975 千	円 (1) 日額 300 円 (2) 日額 450 円 (3) 日額 300 円
計量器検査業務手当	消費生活センターに 勤務する職員	計量法の規定により、1トン以上の計量器の検査業務に従事したとき	0千	円 日額 200円
清掃業務手当	環境センターに勤務する職員	(1)清掃に係る指導・啓発等の業務で外勤したとき (2)塵芥車によるごみ収集作業に従事したとき (3)ごみ収集作業の指導、清掃補助作業に従事したとき (4)一般廃棄物における最終処分場における覆土作業に従事したときとき	26, 142 千	円 (1)日額 200円 (2)日額 900~1,500円 (3)日額 300円 (4)日額 900円
深夜·早朝 勤務手当	地方卸売市場、消防局に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務の一 部又は全部が深夜又は早朝にお いて行われる業務に従事したと き	18, 512 千	円 勤務1回当たり 410円(深夜) 300円(早朝) 500円(冬期間の地方卸売 市場)
生活保護 業務手当	生活支援課に勤務する職員	生活保護業務で外勤したとき	509 千	円 日額 300円
行旅死病人 業務手当	生活支援課に勤務する職員	(1) 行旅病人の救護業務に従事したとき (2) 行旅死亡人の取扱業務に従事 したとき	0千	円 (1)1件当たり 1,000円 (2)1件当たり 2,500円
介護・保育 等業務手当	福祉政策課、まちな か総合ケアセンター 保育所、幼稚園、認 定こども園に勤務す る職員	介護員、保育士、児童指導員、幼稚園教諭等が介護又は保育等の 業務に従事したとき	17, 528 千	円 日額 200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
公衆衛生業務手当	保健所に勤務する職員 感染症防疫作業については、全職員	(1) 感染症防疫作業に従事したとき (2) 野犬の捕獲作業に従事したとき (3) 結核患者及びその家族等に対する訪問指導の業務に従事したとき (4) 新型コロナウイルス感染症に感染するおそれのある区域において、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したとき	22, 679 千円	(1)日額 300円 (2)日額 430円 (3)日額 200円 (4)日額 3,000円 ~4,000円
危険物等取 扱手当	環境保全課、保健所、 営農サポートセンタ 一、小学校、中学校 に勤務する職員	(1) 毒物及び劇物取締法第2条に 規定する毒物又は劇物を取り扱 う業務に従事したとき (2) 多量の農薬散布業務に従事し たとき (3) 危険物の貯蔵所を有する施設 で、危険物を直接取り扱ったとき	412 千円	(1)日額 200円 (2)日額 200円 (3)日額 100円
現場技術指導等手当	全職員	(1)作業環境が劣悪な箇所で行う 工事監督、技術指導、検査若しく は調査の業務又は作業に従事し たとき (2)冬期間において屋外で1時間 以上工事監督、技術指導又はこれ らに付随する調査の業務に従事 したとき	73 千円	(1)日額 400円 (2)日額 250円
用地交涉等 手当	全職員	事業に必要な土地の取得等又は 事業の施行により生ずる損失の 補償について、その権利者又は被 補償者等と面接して交渉を行う 業務に従事したとき	57 千円	日額 500円~1,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
医療手当	主な(1)~(6) 保健の (1)~(6) 保健所、に動い。 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10)	(1) 臨床 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	6, 673 千円	(1) 勤務1回当たり 300円 (2) 勤務1回当たり 450円 (3) 勤務1回当たり 450円 (4) 日額 200円 (5) 日額 200円 (6) ア 月額 60,000円 イ 月額 45,000円 イ 月額 55,000円 ウ 月額 50,000円 (9) 勤務1回 100円 (10) ア 1回 7,300円 イ 1回 3,550円 ウ 1回 3,100円 エ 1回 2,150円
夜間診療等業務手当	まちなか総合ケアセンターに勤務する職員	(1) 医師 (管理職手当の支給を受ける者を除く。) 又は歯科医師 (次号に該当する者を除く。) が正規の勤務時間外に救急診療等業務に従事するため自宅における待機を命ぜられたとき (2) 医師又は歯科医師 (アにあっては管理職手当の支給を受ける者に限り、イにあっては管理職手当の支給を受ける医師に限る。)が正規の勤務時間外に次の救急診療等業務に1時間以上従事したときアイ以外の救急診療等業務イ緊急かつ高度な救急救命の処置	310 千円	(1) 1 回あたり 800 円 (2) ア 1 時間 1,500 円 イ 1 時間 5,000 円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
消防業務手当	消防局、消防署に勤務する職員	(1) 火災消防等の作業に従事したとき(2) 火災等の出動時に消防自動車等の運転、10 メートル以上の高所作業、救急業務に従事したとき(3) 救急救命士が救急救命業務に従事したとき(4) 救急救命士及びその他の職員が前号以外の救急救命業務に従事したとき(5) 水難救護業務に従事したとき(6) 消防艇の業務に従事したとき	14, 328 千円	(1)1回当たり 300円 (2)1回当たり 400円 (3)1回当たり 400円 (4)1回当たり 200円 (5)1回当たり 750円 (6)日額 200円
家畜保健衛生業務手当	農政企画課に勤務する職員	畜舎等の不衛生な場所で農業共 済対象家畜を捕獲し押え込む業 務又は家畜の血液若しくは体液 に直接触れる業務のうち次の業 務に従事したとき (1)獣医師が行う家畜の伝染病等 の健診等の補助業務 (2)家畜の異動等の把握を行う業 務	0 千円	(1) 日額 300 円 (2) 日額 300 円
ガラス造形 指導業務手 当	ガラス造形研究所に 勤務する職員	ガラス造形の指導業務(実習を伴うものに限る。)に従事したとき	1,065 千円	日額 5,000円
火葬業務手 当	富山霊園に勤務する 職員	火葬業務に従事したとき	0 千円	1 体当たり 500 円
特殊自動車等運転手当	管財課、行政サービスセンター、中核型地区センター、交通政策課、道路河川管理課、土木事務所、教育行政センターに勤務する職員	(1)除排雪のための車両の運転に 従事したとき (2)大型自動車、一部の中型自動 車又は大型特殊自動車の運転に 従事したとき (3)路線バスの運転に従事したと き	183 千円	(1) 日額 300 円 (2) 日額 200 円 (3) 日額 300 円
道路上作業 手当	道路河川管理課、公 園緑地課、土木事務 所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道 路の維持修繕作業又は樹木の剪 定若しくは植樹の作業に従事し たとき	1,401 千円	日額 300円

### ⑤時間外勤務手当

0 11111111111	
支給実績(令和4年度決算)	934,716 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	353, 123 円
支給実績(令和3年度決算)	921, 372 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	340, 996 円

- (注) 1 時間外勤務手当には、夜間勤務手当を含みます。
  - 2 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(○○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

### ⑥その他の手当(令和5年4月1日現在)

しての他の	の手当(令和5年4月1日芽	1仕)			
手当名	内容及び支給単価	国度の異の関	国の制度と異なる 内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給額 (令和4年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)子 1人につき10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1 人につき5,200円を加算 (3)そのほかの扶養親族 1人につき6,500円	異なる	※満 16 歳年度初めから 満 22 歳年度末までの間 にある子 1 人につき 5,000円を加算	280, 154 千円	252, 391 円
住居手当	借家等 ① 家賃 23,000 円以下の場合 手当額=家賃-12,000 円 ② 家賃 23,000 円を超える場合 手当額=11,000 円+(家賃- 23,000 円)/2 (最高限度額 28,000 円)	異なる	借家等 ①家賃 27,000 円以下の場合 家賃-16,000 円 ②家賃 27,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃-27,000円)/2 (最高限度額 28,000円)	153, 619 千円	279, 816 円
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6 箇月定期券等の価額による 一括支給(全額支給限度額 月55,000円) (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ、月2,600 円~24,200円	異なる	○国の制度 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ月 2,000円~31,600円	249, 276 千円	88, 742 円
管理職 手当	管理職員に当該職の区分に応 じて 117, 100 円以内を支給	異なる	○国の制度 管理又は監督の地位に ある職員に当該職の区 分に応じて 146,400 円 以内を支給	345, 246 千円	742, 464 円
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35 ×勤務時間	異なる	1時間当たりの給与額の 算定の総時間から休日 及び年末年始の時間を 減じている	186, 053 千円	183, 123 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給1時間当たりの給与額×0.25×勤務時間			40, 344 千円	97, 686 円

		国の			-L- ( A mil
手当名	内容及び支給単価	制と関の同	国の制度と異なる 内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給額 (令和4年度決算)
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給・医師、歯科医師採用後35年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逓減して支給(最高支給月額308,600円)・看護師採用後5年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逓減して支給(最高支給月23,000円)	異なる	看護師を支給対象としている	24, 155 千円	2, 683, 867 円
宿日直 手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 が勤務した場合に支給 ・庁舎、設備の保全等 4,400円	同じ		75 千円	74, 800 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員が、 臨時又は緊急の必要等により 週休日等に勤務した場合に支 給 ①週休日・祝日等 ・6時間以下の場合 6,000円~12,000円 ・6時間超の場合 9,000円~18,000円 ②平日深夜 3,000円~6,000円	同じ		2, 287 千円	81, 679 円
寒冷地 手当	寒冷地手当指定公署に在勤する職員に支給 ・世帯主である職員 17,800円(扶養親族有) 10,200円(扶養親族無) ・その他の職員 7,360円	同じ		2,410 千円	65, 141 円
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い 転居し、やむをえない事情に より、配偶者等と別居し、単 身で生活することを常況とす る職員に支給 30,000円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住 居との交通距離が100Km以上 の場合に8,000~70,000円を 加算	同じ		0 千円	0円

### (12)特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区	分	給 料 月 額 等					
	)J	和作力領等					
   給 料	市長	1, 075, 000 円					
7日 7日	副市長	893, 000 円					
	議長	715, 000 円					
報酬	副議長	645, 000 円					
	議員	600,000 円					
	市長						
	副市長	3.3 月分					
期末手当	議長						
	副議長						
	議員						
	市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)					
退職手当	III X	給料月額 × 在職月数 × 50/100 25,800,000 円 任期毎					
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 33/100 14,145,120 円 任期毎					

<sup>(</sup>注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額です。

#### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 勤務時間の状況

令和5年4月1日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

勤務時間	8:30~17:15
休憩時間	12:00~13:00

- (注) 1 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員(病院、各種施設、消防等)は、 上記以外の勤務時間の割振りによります。
  - 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、 休憩時間を45分以上1時間未満とすることができます。

#### (2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、富山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、同条例施行規 則や富山市職員の育児休業等に関する条例、同規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業 制度の状況は次のとおりです。

間及v2VVDHなDCv2 C NO ) C )。								
	令和4年度の取得状況							
区分	市長部局等	上下水道局	病院	教育委員会	消防局			
年次有給休暇	10 日 1 時間	12 日 2 時間	9日1時間	13 日 1 時間	7日4時間			
健康保持休暇	4日5時間	4日7時間	4日5時間	4日6時間	4日6時間			
ボランティア休暇	_	_	_	_	_			
子の看護休暇	311 人	38 人	99 人	54 人	5人			
短期介護休暇	20 人	3 人	5 人	5 人	_			
育児時間休暇	34 人	2 人	10 人	3 人	_			
病気休暇	85 人	11 人	25 人	18 人	13 人			
介護休暇	_	_	_	_	_			
育 児 休 業	67 人	2 人	37 人	9人	1人			
配偶者同行休業	_	1人	_	_	_			
部分休業 (育児)	141 人	14 人	53 人	7人	_			
部分休業 (修学)	_	_	_	_	_			
部分休業 (高齢者)	_	_	_	_	_			

- (注) 1 年次有給休暇、健康保持休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇、短期介護休暇については、R4.1.1~ R4.12.31) における取得状況です。
  - 2 年次有給休暇及び健康保持休暇については、平均取得日数です。
  - 3 上記1以外の休暇等については、令和4年度において新たに取得した人数です。

### 休暇(休業)の内容(令和5年4月1日現在)

項目	休暇(休業)期間等
年次有給休暇	20日(1年あたり)
健康保持休暇	5日以内(5/1~9/30)
ボランティア休暇	5日以内(1年あたり)
家族看護休暇	5日以内(職員と同居する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合
	は10日以内)(1年あたり)
短期介護休暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)(1年あたり)
育 児 時 間	1日2回、1日を通じて90分以内
不妊治療休暇	12日以内(1年あたり)
病 気 休 暇	90日以内
介護休暇	6月以内
育児休業	子が3歳に達するまでの期間
自己啓発等休業	大学等における修学や国際貢献活動に参加する場合において、3年以内

配偶者同行休業	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合において、3年以 内
部分休業 (育児)	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1日を通じて 2時間以内
部分休業(修学)	大学等において修学する場合に2年以内の期間で、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を限度とする
部分休業 (高齢者)	定年退職日から5年以内の期間で、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を 限度とする

### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況(令和4年度)

区 分	免職	休職	降任	降給	合計
市長部局等	0人	33 人	0人	0人	33 人
上下水道局	0人	0人	0人	0人	0人
病 院	0人	5 人	0人	0人	5 人
教育委員会	0人	5 人	0人	0人	5 人
消防局	0人	7人	0人	0人	7人
合 計	0人	50 人	0人	0人	50 人

<sup>(</sup>注) 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

### (2) 懲戒処分の状況 (令和4年度)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局等	1人	0 人	1人	0人	2 人
上下水道局	0人	0 人	0人	0人	0人
病 院	0人	0 人	0 人	0人	0 人
教育委員会	0人	0 人	0人	0人	0人
消防局	0 人	0 人	0人	0 人	0 人
合 計	1人	0人	1人	0人	2 人

<sup>(</sup>注) 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわし くない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

#### 5 職員の服務の状況

#### (1) 職務専念義務免除の状況

令和4年度の職務専念義務免除の状況は、次のとおりです。

市長部局等	上下水道局	病院	教育委員会	消防局
597件	49件	494件	76件	70件

#### 免除の事由(令和4年4月1日現在)

- ① 研修を受ける場合
- ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ③ 地方公務員災害補償法第51条第1項若しくは第2項又は第60条第1項の規定により、公務災害補償に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又はこれらの審理に出頭する場合
- ④ 地方公務員法第46条の規定により、勤務条件に関する措置の要求をし、又はその審理に出頭する場合
- ⑤ 地方公務員法第49条の2第1項の規定により、不利益処分に関する審査請求をし、又はその審理に出頭する場合
- ⑥ 地方公務員法第55条第8項の規定により、適法な交渉を行う場合
- ⑦ 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合
- ⑧ 市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- ⑨ 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- ⑩ 市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- Ⅲ 上記①から⑩に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認める場合
  - (注) 職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが(地方公務員法第35条)、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

#### (2) 営利企業等従事許可の状況

令和4年度の営利企業等従事許可の状況は、次のとおりです。

<b>計可甘潍</b>	許可件数								
許可基準	市長部局等	上下水道局	病 院	教育委員会	消防局				
次に掲げる要件を具備した場合									
① その職員の職と当該営利企業又は報酬を得て従									
事する事業若しくは事務との間に特別な利害関係									
又はその発生のおそれがないと認める場合	0.01/4	1 //-	0 6 14	1 //-	1 1 //-				
② 営利企業等に従事してもその職員の職務の遂行	22件	1件	86件	1件	14件				
に支障がないと認める場合									
③ 上記①②に掲げるもののほか、法の精神に反し									
ないと認める場合									

(注) 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他富山市職員の営利企業等の従事制限に関する規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない(地方公務員法第38条)とされており、上記の許可の基準を満たしている場合に例外的に許可を受けることができます。

### 6 職員の研修の状況

富山市では、職員の説明能力や市民応対能力をはじめとして、政策形成能力や政策法務能力、さらには、専門能力、管理能力の向上を目指し、体系に基づいた職員研修を実施しています。

〈令和5年度職員研修体系図〉

(令和5年4月1日現在)

	F皮職貝研修	平		(令和5年4月1日現任)								
自主研修		自主研修グルー										
		職員自主研修助	成									
		通信教育助成・放送大学受講助成										
部局研修及び職		人材育成担当者会議										
中中四州区区	N-200711111111111111111111111111111111111											
			ョブトレーナー制									
		新規採用職員指		新規採用職員の指導役職員								
		OJTマニュア										
		職場リーダーさわやか窓口サービス向上研修係長級~										
		接遇マニュアルの配布										
			シ配利 える(事例Q&A集)・コンプライアンスチェッ	カシートの配布								
				/ / V								
		受講レポートによる上司への研修報告										
			研修、研修用器材(e-ラーニング教材や DVD のウ	貸出)等の職場研修支援								
研修所研修	階層別	新規採用職員研	修 【採用年度前期・後期】									
	基本研修	一般職員第 [ 部	研修【上級3年目・中級5年目・初級7年目】	<u> </u>								
	32.1.9119		研修【上級6年目・中級8年目・初級10年目】	】   ★ 基礎科目+選択科目								
			研修【上級9年目・中級11年目・初級10年日									
			研修【上級12年目・中級14年目・初級16年	年目】								
		現業中堅職員研	修 【採用後概ね6~10年目の現業職員】									
		現業監督者研修	【業務主任の職に就いた職員】									
		新任主査研修	【係長相当職に就いた職員】									
		新任係長研修	【係長職に就いた職員】									
		現任係長研修	【係長職3年目の職員】									
		新任課長代理研										
		新任主幹研修	【課長相当職に就いた職員】									
		新任所属長研修										
		現任所属長研修										
	特別研修	九川川南区柳	まちづくり政策提案研修	~係長級								
	特別研修			1 7, 7 277								
			政策法務研修	係長級~課長代理級								
			財務分析力強化研修	~係長級								
		TLAST BE IT AL.	データ活用リテラシー研修	~係長級								
		政策関係能力	スマートシティ実現のためのデジタル人材育成研修	~係長級								
			人材育成特別研修 《市長随行》	~係長級								
				11 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7								
			~市長と語ろう~若手職員クロストーク	各回の対象部局の主任・主査								
			政策情報共有研修	所属長(2年目以降)及び部次長								
			プレゼンテーション研修	~係長級								
			クレーム対応力強化研修	~係長級								
			コミュニケーション研修	- ○係長級								
		サ / 間 核 む キ		···								
		対人関係能力	"伝わる"情報発信力強化研修	所属長等								
			"伝わる"情報発信力強化研修&情報発信クリニック									
			読み手を"動かす"資料作成研修	~係長級								
			"伝わる"話し方強化研修	係長級~主幹								
			新規採用職員指導者研修【再掲】	新規採用職員の指導役職員								
			考課者研修	新たに業績評価を行うこととなる職員等								
				··•								
			セルフモチベーション向上研修	~係長級								
		組織関係能力	キャリアデザイン研修	~主任								
			ライフキャリアデザイン研修	~係長級								
			ワーク・ライフ・バランス講演会	所属長以上								
			職場リーダーさわやか窓口サービス向上研修【再掲】	係長級~								
				1								
			公務員倫理・コンプライアンス研修	部局長及び次長級								
			実務英語能力等向上研修	全職員								
			法制執務研修 《入門編》	~係長級								
			財務事務研修	全職員								
		基本能力・資質	人権啓発研修	<u> </u>								
			安全運転研修	全職員								
			協働推進講座	全職員								
			管理職特別セミナー/職員特別セミナー	管理職/全職員								
派遣研修			自治大学校	係長級~								
2 /			市町村職員中央研修所	全職員								
		研修専門機関	全国市町村国際文化研修所	全職員								
	i i	2015 11 11W121	庁内講師養成研修(公務人材開発協会等)	全職員								
			全国建設研修センター	全職員								
			全国建設研修センター	全職員								
			全国建設研修センター 富山県市町村職員研修機構	全職員								
			全国建設研修センター 富山県市町村職員研修機構 中央省庁等	全職員 ~主任								
		長期派遣研修	全国建設研修センター 富山県市町村職員研修機構	全職員								

### 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

#### (1) 職員の安全衛生関係及び職員の健康管理

労働安全衛生法等に基づき、各種健康診断等の厚生事業を実施しており、令和4年度の実施状況 は次のとおりです。

#### ○主な健康診断実施状況

健康診断名称	対象者	実績等
定期健康診断	全職員(会計年度任用職員含む)	4,701 人
ストレスチェック検査	全職員(会計年度任用職員含む)	5,073 人
特殊健康診断	放射線業務従事者、有機溶剤取扱従事者、 予防接種従事者、給食調理員 等	971人
情報機器作業者健康診断	情報機器作業者作業従事職員	542 人

令和4年度決算額 30,627千円

### (2) 厚生制度

職員の勤務能率の向上や元気回復などを目的とした福利厚生事業を行っており、令和4年度の実施状況は次のとおりです。

- 1 実施団体 富山市職員福利厚生会
- 2 令和 4 年度決算額 38,341,014 円 (公費負担率 11.5%)
- 3 会員1人当たりの公費補助額 1,097円
- 4 市等交付金 給料の 0.3/1,000
- 5 会員掛金 給料の 1.8/1,000
- 6 主な事業
  - ①福利厚生事業・・・会員掛金及び市交付金等で運営

### ア.福利事業

事業名称	内容	実績等
宿泊施設利用助成	契約宿泊施設の利用助成	376 人
クラブ助成	クラブの運営等に必要な経費の一部助成	20クラブ
チケット助成	コンサート、演劇等の公演チケット斡旋	25 公演

### イ.貸付事業

会員に対して、住宅取得や修繕・冠婚葬祭費用・学費やその他必要な資金を貸付 令和4年度貸付件数及び貸付額 15件 15,000,000円

### ②給付事業・・・会員掛金のみで運営

	五兵四並が、く左日		
事業名称	事業概要及び対象者	内容	実績等
出産祝金	会員及びその配偶者が出産し	23,000 円	176 件
	たとき		
結婚祝金	会員が結婚したとき	67,000 円	86 件
入学・卒業	会員の子が小学校・中学校に入	入学 15,000 円	446 件
祝金	学及び中学校を卒業したとき	卒業 15,000 円	
弔慰金	会員又は会員の親族が死亡したとき	配偶者 50,000 円 実父母、養父母、同居の配偶者の 父母 10,000 円 子 20,000 円 会員 20,000 円	74 件
退会金	会員が退会したとき	平成 17 年 4 月 1 日以降の会員 年数×1,000 円	179 件

#### (3) 共済制度

職員の共済組合制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、組合員(職員)とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、職務の能率的運営に資することを目的として富山県市町村職員共済組合が事業を 実施しています。

#### ○共済組合の事業

共済組合には、法令に基づき、負担金として、令和4年度負担金 4,987,015,466 円支出しています。

短期給付事業・・・組合員とその家族の病気・けが・出産などに対して必要な給付を行うもの。 長期給付事業・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行うもの。 福祉事業・・・・・組合員とその家族の健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸 付などを行うもの。

### (4) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

令和4年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

	14日ま 下及り 43分の 日間 原間の				状況(金	額単位:	千円)		
種	 	市長	部局等	教育	委員会	消	防局	上下:	水道局
類		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や 疾病の療養(以下、上記療 養と記載する。)に必要な費 用を支給します。	70	4, 421	8	229	5	859	2	2, 588
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の 障害が残った場合に年金等 を支給します。	0	0	0	0	1	2, 132	0	0
遺族補償	公務又は通勤により死亡し た場合に配偶者等に対し年 金等を支給します。	3	5, 163	1	1, 360	1	1, 770	1	24, 602
福祉事業	上記補償に加えて付加給付 として被災職員及び遺族の 福祉に対して必要な事業及 び公務災害防止のために必 要な事業を行います。	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	73	9, 584	9	1, 589	7	4, 761	3	27, 190

# 8 職員の競争試験の状況

# (1)採用試験の実施結果 令和5年4月1日採用

		採用	申 込	申 込		第1	次試験			第2次試験		最終競争	女 性	女 性	
	試験区分	予定数	者 数	倍 率	受験者数	受験率	合格者数	競争倍率	受験者数	受験率	合格者数	倍 率	合格者数	合格者比率	試験日
		(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/B)	(D)	(C/D)	(E)	(E/D)	(F)	(C/F)	(G)	(G/F)	
	行 政	人	人	倍	人	%	人	倍	人	%	人	倍	人	%	
	11 以	22	127	5.8	96	75. 6	25	3.8	25	100.0	25	3.8	13	52. 0	
	行 政 (社会福祉士)	2	4	2.0	4	100.0	2	2.0	2	100.0	2	2.0	2	100.0	
	行 政 (社会人経験者枠)	1	24	24. 0	23	95.8	1	23. 0	1	100.0	1	23. 0	0	-	
	行 政 (UIJ ターン枠)	1	14	14. 0	14	100.0	1	14. 0	1	100.0	1	14. 0	0	-	
	行 政 (氷河期世代対象枠)	若干名	15	-	13	86. 7	0	-	_	-	-	_	-	-	
	土 木	10	9	0.9	7	77.8	4	1.8	4	100.0	4	1.8	1	25. 0	(第1次)
	土 木 (社会人経験者等枠)	2	3	1.5	3	100.0	2	1.5	2	100.0	2	1.5	0	-	令和 4 年 6 月 18 日 令和 4 年 6 月 19 日
上	土 木 (UIJ ターン枠)	2	4	2.0	4	100.0	2	2.0	2	100.0	2	2.0	0	-	令和 4 年 7 月 22 日 令和 4 年 7 月 25 日
	土 木 (氷河朝世代対象枠)	若干名	0	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	令和4年7月28日 令和4年7月29日
	建 築	1	1	1.0	1	100.0	0	-	_	_	_	_	_	_	(第2次)
¢π.	<b>建 築</b> (社会人経験者等枠)	1	1	1.0	1	100.0	0	-	-	-	-	-	-	-	令和 4 年 8 月 5 日 令和 4 年 8 月 17 日
級	建築(氷河朔世代対象枠)	若干名	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和 4 年 8 月 22 日 令和 4 年 8 月 24 日
	電気	1	2	2. 0	1	50.0	0	-	_	-	_	_	-	_	令和 4 年 8 月 25 日 令和 4 年 8 月 26 日
	農業	1	0	-	-	1	1	-	-	-	-	_	-	ı	рич <del>т</del> од 20 г
	造 園	2	2	1.0	1	50. 0	1	1.0	1	100.0	1	1.0	0	ı	
	司 書	2	15	7. 5	12	80.0	3	4. 0	3	100.0	2	6.0	2	100.0	
	学 芸 員 (美 術)	1	5	5.0	3	60. 0	3	1.0	3	100.0	2	1.5	2	100.0	
	学 芸 員 (自然科学 (天文))	2	11	5. 5	9	81.8	3	3. 0	3	100.0	1	9.0	1	100.0	
	学 芸 員 (歴史学)	1	11	11.0	9	81.8	2	4.5	2	100.0	1	9. 0	1	100.0	
	消 防	3	17	5. 7	15	88. 2	9	1. 7	9	100.0	7	2. 1	0	-	

	採用申込申込				第18	欠試験			第2次試験		最終競争	最終競争 女 性 女 性			
	試験区分	予定数	者数	倍 率	受験者数	受験率	合格者数	競争倍率	受験者数	受験率	合格者数	倍 率	合格者数	合格者比率	試験日
		(A)	(B)	(B/A)	(C)	(C/B)	(D)	(C/D)	(E)	(E/D)	(F)	(C/F)	(G)	(G/F)	
	保育士	人	人	倍	人	%	人	倍	人	%	人	倍	人	%	
	*	14	41	2. 9	41	100.0	22	1.9	22	100.0	18	2.3	17	94. 4	
	保育士(任期付)	4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	保 健 師 ※	6	8	1.3	8	100.0	8	1.0	8	100.0	8	1.0	8	100.0	
	看 護 師 ※	23	28	1. 2	27	96. 4	27	1.0	27	100. 0	23	1.2	22	95. 7	
	診療放射線技師 ※	1	11	11.0	11	100.0	4	2.8	4	100. 0	1	11.0	0	_	(第1次)
中	臨床検査技師 ※	1	4	4. 0	4	100.0	4	1.0	4	100. 0	1	4.0	1	100.0	令和 4 年 9 月 17 日 令和 4 年 9 月 18 日 令和 4 年 9 月 25 日
級	理学療法士 ※	1	6	6. 0	6	100.0	3	2.0	3	100. 0	1	6.0	1	100.0	令和 4 年 10 月 25 日 (第 2 次)
	歯科衛生士 ※	1	8	8. 0	7	87. 5	4	1.8	4	100. 0	1	7.0	1	100.0	(第2 (大) 令和 4 年 10 月 28 日 令和 4 年 10 月 31 日 令和 4 年 11 月 17 日
	診療情報管理士 ※	1	1	1.0	1	100. 0	1	1.0	1	100. 0	1	1.0	1	100.0	※は上級と同じ
	臨床工学技士 ※	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	試験日に実施
	臨床工学技士 (追加募集)	1	2	2. 0	1	50. 0	1	1.0	1	100. 0	1	1.0	0	I	
初	一般事務	2	20	10.0	16	80.0	4	4.0	3	75. 0	2	8.0	0	ı	
級	消 防	2	32	16. 0	26	81. 3	11	2. 4	11	100.0	9	2. 9	1	11.1	
労	清掃業務職員	5	12	2. 4	11	91. 7	6	1.8	6	100.0	6	1.8	0	-	
	エ 手	1	4	4. 0	4	100.0	2	2.0	2	100.0	1	4.0	0	-	
務	調理員	2	12	6. 0	10	83. 3	3	3. 3	3	100.0	3	3.3	3	100.0	

# (2) 主な職種の受験資格 令和5年4月1日採用

	試験区分	受 験 資 格
	行政	平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
	行 政 (社会福祉士)	平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人又は令和4年度 実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	行 政 (社会人経験者枠)	昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、職務経験を5年以上(令和4年5月20日現在)有する人
	行 政 (UIJ ターン枠)	次の全てに該当する者 ア 令和4年5月20日現在で富山県外に在住の者 イ 昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、職務経験を5年以上(令和4年5月20日現在)有する人
	行 政 (氷河期世代対象枠)	昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人で、次の要件をいずれも満たす者 ア 令和4年5月20日以前1年間に正規雇用労働者として雇用されていない者 イ 令和4年5月20日以前5年間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の者
	土 木	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
上	土木(社会人経験者等枠)	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかの有資格者 ① 技術士 (建設部門又は上下水道部門) ② 技術士補(建設部門又は上下水道部門) ③ 土木施工管理技士(1級) ④ 土木施工管理技士(2級)
,	土 木 (UIJ ターン枠)	次の全てに該当する者ア 令和4年5月20日現在で富山県外に在住の者イ 昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかの有資格者① 技術士 (建設部門又は上下水道部門)② 技術士補(建設部門又は上下水道部門)③ 土木施工管理技士(1級)④ 土木施工管理技士(2級)
	土木(氷河期世代対象枠)	昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人で、次の要件をいずれも満たす者 ア 令和4年5月20日以前1年間に正規雇用労働者として雇用されていない者 イ 令和4年5月20日以前5年間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の者
級	建築	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
	建築(社会人経験者等枠)	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、1級建築士又は2級建築士の資格を有する人
	建 築 (氷河期世代対象枠)	昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた人で、次の要件をいずれも満たす者 ア 令和4年5月20日以前1年間に正規雇用労働者として雇用されていない者 イ 令和4年5月20日以前5年間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の者
	電 気 農 業 造 園	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人
	司書	平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、司書の資格を有する人又は令和5年3月までに当該 資格を取得する見込みの人
	学 芸 員 (美術)	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、次の全ての要件に該当する人 ア 学校教育法に基づく大学 (修業年限が4年のものに限る。) 若しくは、これと同等と認められる学校において、美 学又は美術史・歴史文化に関係の深い科目を専修する学科 (これに相当する課程を含む。) 若しくは、専攻を卒業 した人 イ 博物館法第5条第1項の規定による学芸員資格を有する人

	学 芸 員 (自然科学 (天文))	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、次の全ての要件に該当する人 ア 学校教育法に基づく大学 (修業年限が4年のものに限る。) 若しくはこれと同等と認められる学校において天文学、 物理学又はこれに関係の深い科目を履修し卒業した人又は令和5年3月末までに卒業見込みの人 イ 博物館法第5条第1項の規定による学芸員資格を有する人又は令和5年3月末までに取得見込みの人
上	学 芸 員 (歴史学)	昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、次の全ての要件に該当する人 ア 学校教育法に基づく大学(修業年限が4年のものに限る。)若しくはこれと同等と認められる学校において歴史学 又はこれに関係の深い科目を履修し卒業した人又は令和5年3月末までに卒業見込みの人 イ 博物館法第5条第1項の規定による学芸員資格を有する人又は令和5年3月末までに取得見込みの人
級	消防	平成9年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、次の身体要件を満たす人 (1)身 長 男性はおおむね160cm以上、女性はおおむね155cm以上であること (2)体 重 身長に比べ適当であること (3)視 力 矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること (4)色 覚 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること (5)聴 力 左右正常であること (6)その他 職務遂行上身体に支障がないこと

試験区分		受 験 資 格
中級	保 育 士	平成5年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人又は令和5年3月までに当該資格を取得する見込みの 人
	保 育 士 (任期付)	昭和40年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人又は令和5年3月までに当該資格を取得する見込みの人
	保健師	平成5年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人又は令和4年度実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	看 護 師	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、看護師の免許を有する人又は令和4年度実施の当該国家試験に合格する見 込みの人
	診療放射線技師	平成5年4月2日以降に生まれた人で、診療放射線技師の免許を有する人又は令和4年度実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	臨床検査技師	平成5年4月2日以降に生まれた人で、臨床検査技師の免許を有する人又は令和4年度実施の当該国家試験に合格 する見込みの人
	理学療法士	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、理学療法士の免許を有する人又は令和4年度実施の当該国家試験に合格する見込みの人
	歯科衛生士	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、歯科衛生士の免許を有する人又は令和4年度実施の当該国家試験に合格 する見込みの人
	診療情報管理士	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、診療情報管理士の資格を有する人又は令和4年度実施の当該試験に合格 する見込みの人
	臨床工学技士	平成5年4月2日以降に生まれた人で、臨床工学技士の免許を有する人又は令和4年度実施の当該国家試験に合格 する見込みの人
初	一般事務	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人
		平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、次の身体要件を満たす人
193		(1) 身 長 男性はおおむね160cm以上、女性はおおむね155cm以上であること (2) 体 重 身長に比べ適当であること
級	消防	(3) 視 力 矯正視力を含み両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること
		(4) 色 覚 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること
		(5) 聴 力 左右正常であること (6) その他 職務遂行上身体に支障がないこと
労務	清掃業務職員	昭和58年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、普通自動車運転免許を有する人(令和5年3月3
	工 手	1日までに取得する見込みの人を含む)
	調理員	昭和58年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人

# 9 勤務条件に関する措置の状況

令和4年度において、措置要求事案はありません。

# 10 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和4年度において、不服申立て事案はありません。